平成23年第1回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成23年1月21日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎2階会議室

出席状況 委員数 2) 30名 出席委員 30名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

7番委員 根間光太郎 委員 8番委員 渡真利等 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請のついて

農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について(賃借 議案第2号 日程第3

権の設定)

農業経営基盤強化促進法の基づく農地利用集積計画の承認について(所有 日程第4 議案第3号

権移転)

日程第5 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

土地改良法第52条第8項の規定による仲子ク地区及びピサタ地区土地改良 事業本換地計画に対する同意について 議案第6号 日程第6

平成23年第1回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成23年1月21日 金曜日 14時00分 から 17時00分

2. 開催場所 上野庁舎2階会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

	(///) ()		(0) ()								
議席	氏 名	役職	出席	議席	氏 名	役職	出席	議席	氏 名	役職	出席
1	上里 弘		0	11	濱川清重		\circ	21	喜久川昭則		0
2	芳山辰巳		0	12	砂川博一		\circ	22	古波蔵丈貢		0
3	仲間則人		0	13	砂川永太郎		\circ	23	前泊 恵		\circ
4	與那覇治		×	14	比嘉臣雄		\circ	24	島尻幸夫		0
5	奥浜 健		0	15	西里芳明		\circ	25	下地 昇		×
6	島尻隆義		0	16	喜屋武隆		\circ	26	下地勇徳		0
7	根間光太郎		0	17	松川光雄		\circ	27	上地良淳		\circ
8	渡真利等		0	18	長崎次登		\circ	28	砂川寛茂		\circ
9	砂川博克		0	19	下地博和		×	29	佐久田強		\circ
10	下地盛一	職務代理	0	20	松川吉太郎		\circ	30	野崎達男	会長	\circ

5. 議事録署名委員

議 長 野崎達男

7番委員 根間光太郎 8番委員 渡真利等

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 平良朝弘 次長 砂川芳徳 係長 仲間 毅

係長 池田良永 主査 漢那一弘

7・その他の出席者

開会14時05分閉会16時30分

8. 会議の概要 平成23年1月21日

開会: 14:08

議長 ただ今から、平成23年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。

出席委員は25名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、5名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

それでは、7番根間光太郎委員、8番渡真利等委員に、お願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の砂川芳徳氏を指名いたします。

議案に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。

日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、受付番号2番については、取り下げいたします。【議案書1ページ】

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを議題としますが、

会議の運営上、有償移転、賃貸借、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)についてを議題とします、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請(有償移転)は、9件でございます。まず、受付番号1番から9番までのご 説明いたします。

【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から9番までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長
ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたしま

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

国道390号線を城辺友利から城辺小中学校へ向け仲原集落入り口東へ約500m土地改良事業済み現在収穫予定のサトウキビが作付けされており、収穫後譲受人が、サトウキビの規模拡大を予定している。

6番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺皆福地下ダムより国道390号線の西にありサトウキビを作付けてあるが、高齢のために譲りたい、譲受 人は、サトウキビ栽培農家で農業経営の規模拡大です。

7番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

国道390号線平良、下地線川平建設資材置き場を北へ約400mサトウキビが作付けされており周囲は、サトウキビ畑と野菜ハウスが隣設し、譲受人は、サトウキビ栽培農家で農業経営の規模拡大です。

8番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

下地与那覇、集落内の旧与那覇公民館からサニツ浜向け約200m西に譲受人の宅地と隣接している、現在譲受人がやみ小作しており解消とサトウキビ作の規模拡大です。

10番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所については、鏡原中学校南へ500mのところに譲受人の自宅があり隣接しています、現在は、野菜を植えてあります。受付番号10番と関連いたしますのでよろしくお願いします。

14番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

周囲は、サトウキビ畑ですが、当地だけ荒れ地になっており譲受人が開墾してサトウキビを作付けするとのことです、サトウキビ経営の規模拡大です。

5番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺字長間海岸線沿いの旧JA畜産センターの西にあり、収穫後譲受人がサトウキビ経営の規模拡大をする。

16番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、平良下崎向け、先島シャッターから100m西へ右にあり現在休耕地になっていますが、譲受人がスキ込みしサトウキビ栽培の規模拡大をする。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請 (有償移転)受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異義ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(賃貸借)についてを議題とします、 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請(賃貸借)は、2件でございます。受付番号10番から11番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号10番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号10番から11番までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたしま

10番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、城辺西城小学校の東へ200m集落地内にあり、現在収穫前のサトウキビが作付けされており、収穫後譲受人がサトウキビ経営の開始となっています、受付番号6番と関連いたします。

16番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

平良字下崎集落、砂山ビーチ入り口から北へ成川集落方面へ200m道添え東にあり、土地改良整備済み地区内にあります、現在休耕地となっており、譲受人が開墾してサトウキビ栽培の規模拡大をする。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請 (賃貸借)、受付番号10番から11番までは、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(無償移転)についてを議題とします、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請(無償移転)は、8件でございます。まず、受付番号12番から19番までのご説明いたします。

【議案第1号、受付番号12番から19番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から19番までは、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請 (無償移転)受付番号12番から19番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請についてを全員賛成ですので、原案とおり決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(利用権)は、3件でございます。まず、受付番号1番から3番までのご説明いた します。

【議案第2号、受付番号 1番から 3番朗読説明内容省略、別紙議案書参照、】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたしま 8番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、下地字与那覇、東急リゾートホテルの西に隣接し親子で高齢者のため息子に譲る農業経営の開始となります。

17番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺下里添更竹病院の南にあり土地改良整備済みで、家族経営でありますが、息子に経営を譲渡するサトウキビ栽培と畜産の複合経営です。

27番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

宮古家畜競り市場から沖縄製糖工場へ向かい県道平良新里線との交差点を約200m南右にあり、ヤミ小作により譲受人が使用していましたが今回の申請により解消です。譲受人は、認定農業者で葉たばこ経営農家です。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(賃借権の設定)を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第3、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、7件でございます。まず、受付番号1番から7番までのご説明いたします。

【議案第3号、受付番号1番から7番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたしま 担当委員の指名・説明

1番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

場所は、城辺福北集落センターから北へ500m土地改良整備中地区内で、整備終了後譲渡しサトウキビ 栽培の規模拡大です。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

城辺字友利集落北にたらまファーム農園から東へ500m土地改良整備、かんがい排水事業済み地区内で、サトウキビ、葉たばこ複合経営農家です。

7番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

宮古島空港から南、下地方面へ向から中間にマンゴーハウスがあり、利用権設定を受けていましたが今回 所有権移転の申請です。

8番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

下地地区、JA下地支所から南へ500m土地改良整備中地区内で、法人の認定農業者でサトウキビ栽培を経営しています。

9番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

宮古空港東交差点から東上野地区方面へ約200m地盛地区内にあり、高齢者のために以前より譲受人が使用していました、ヤミ小作の解消で、認定農家でサトウキビ経営農家です。

16番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

県道城辺線添城辺協栄生コンクリート工場南にあり義兄弟で、以前より譲受人が使用しており、ヤミ小作の解消です、畜産とサトウキビの複合経営です。

28番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

国道390号線添え上野庁舎より東へ300m右にあり兄弟で、以前より譲受人が使用しており、ヤミ小作の解消です、路地野菜、施設野菜、路地果樹の複合経営です。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 全員賛成ですので、日程第4、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、11件でございます。まず、受付番号 1 番から 11番までのご説明いたします。

【議案第4号、受付番号 1 番から 11 番朗読後、説明内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農地法第5条第1項の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号 1番から、現地調査の結果ならびに 説明をお願いいたします。

委員 現場確認パトロール委員・説明、別紙議案書参照

10番委員 現地調査(パトロール)を平成23年1月18日(火曜日)に午後2時から4時30分までの日程により行いまし 調査委員は、野崎会長、浜川委員と私、下地、それに事務局からは、平良局長、砂川次長、それに漢那 主査、宮古農林水産振興センターから、具志主事が参加しました。

調査内容について、2時から2時10分まで、農業委員会事務局より調査内容の説明を受け5条申請11件の説明を受けた。

上野、城辺、平良の順に4時までに現場調査とパトロールを行い、事務局で内容の整理を行いました。 調査の結果、特に違反をしているところは、見受けられませんでしたことをご報告いたします。

それでは5条について、受付番号1番より説明いたします。

場所については、上野字新里集落の中間にシギラレストランがありその交差点を東シギラリゾート地区へ向け200m集落のはずれにあり、土地改良整備地区との境界で現在収穫前のサトウキビが植え付けられていました、申請者は、親子で、住宅兼建設業事務所を計画しています、特に問題ないと思われます。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号2番の現場調査結果をお願いいたします。

10番委員 場所は、上野字新里高田地区東青原集落北にあり県道190号線沿えに農家住宅を計画しています、所有地も隣接しているとのことで特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なし》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号3番の現場調査結果をお願いいたします。

10番委員 上野字野原豊原集落内にあり、上野小学校より西へ150m県道190号線沿え左で、集落密集地で一般 住宅の計画であり特に問題ないと思います。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

3番委員、15番委員入場 15:15

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号4番の現場調査結果をお願いいたします。

10番委員 城辺西城地区、西城小学校南の県道198号線根間地・与那筋線を東へ旧製糖工場跡地を南へ300m集落内のはずれにあり、現在収穫前のサトウキビが植えてあり一般住宅の計画で特に問題ないと思います。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号5番、6番については、関連いたしますので、一括して、現場調査結果をお願いいたします。

10番委員 場所については、宮古工業高校と宮古島市総合体育館、陸上競技場の入り口五叉路、交差点を体育館へ向け100m右介護施設関係事務所で、五番については、駐車場、6番については、介護用資材置き場の計画です、場所等特に問題ないと思います。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号5番6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号7番の現場調査結果をお願いいたします。

11番委員 平良字下崎地区、集落より南にあり、沖縄電力西になります、共同住宅の計画で特に問題ないと思いま

議長ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

2番委員 図面で見ると出入り口は、別の地番になっていますが、ここは転用してありますか、

事務局 農地転用については、登記簿上畑または、現況畑が転用の許可の用件ですが、当地は、登記簿上住宅 地現況は、荒れ地となっており、現場確認担当委員共確認の結果転用の必要ないと判断いたしました。

議長ほかにありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号8番の現場調査結果をお願いいたします。

11番委員 平良字下里、多良川平良支店の東奥にあり大同火災宮古支所の南にあります、現在は、荒れ地となって います自動車教習所の駐車場で特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

22番委員 申請者の自動車教習場には駐車スペースは、かなりあると思いますが、又教習場から離れていると思いま すが、隣接地は、なかったですか問題ないですか。

事務局 以前は、教習場内で駐車スペースがありましたが、道路の拡張等でそのスペースがなくなり、500mほど はなれていますが当地を選定したとのことです。

休憩 : 15:21

再会 : 15:21

議長 ほかにありませんか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号9番の現場調査結果をお願いいたします。

11番委員 平良奥原スーパーの東市道を南へ突き当たり、ひばり保育所との中間地点左住宅密集地のあり一般住宅の計画で特に問題ないと思います。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号10番の現場調査結果をお願いいたします。

11番委員 県道192号線宮古総合実業高校南の交差点から久松向け久松中学校との中間にあり農作物の販売店舗 兼農作業場隣接して農地もあり特に問題ないと思います。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

つぎに、受付番号11番の現場調査結果をお願いいたします。

11番委員 宮古島空港南へ500m左に通称多良間屋がありその東300m現在草地となっており、保育所兼共同住宅の計画であり隣接して、住宅や共同住宅があり特に問題ないと思います。

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

全員賛成ですので、日程第5、議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

休憩 : 15:27

再会 : 15:35

議長 次に、日程第6議案第5号土地改良法第52条第8項の規定による仲子ク地区及びピサタ地区土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 議案については、農地整備課よりの提出ですので、担当より説明させます。

農地整備課担当 仲子夕地区土地改良事業本換地計画担当説明

ピサタ地区土地改良事業本換地計画担当説明

【資料配付の上説明内容省略】

議長
ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

ご異議ないとのことですが、採決いたします。日程第6、議案第5号土地改良法第52条第8項の規定による仲子ク地区及びピサタ地区土地改良事業本換地計画に対する同意については、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

全員賛成ですので、日程第6、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議は、すべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(発言なしの声あり)

発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することの異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

それでは、以上をもちまして、宮古島市農業委員会 第1回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会: 15:49

平成23年1月21日

 会長
 野
 崎
 達
 男

 7番委員
 根
 間
 光
 太
 郎

 8番委員
 渡
 真
 利
 等